

大豊町耐震改修促進計画

平成20年3月策定
平成24年4月一部改正
平成28年4月一部改正
令和元年11月一部改正

大豊町

| | | |
|-----|-------------------------------------|----|
| 1 | 計画の位置づけ等 | 1 |
| | (1) 計画の位置づけ | 1 |
| | (2) 計画期間 | 1 |
| | (3) 目標を設定する建築物 | 1 |
| | (4) 地震発生時に通行を確保すべき道路（緊急輸送道路等） | 2 |
| 2 | 想定される地震の規模、被害の状況等 | 3 |
| 3 | 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標 | 4 |
| | (1) 耐震化の現状 | 4 |
| | (2) 耐震化の目標 | 6 |
| 4 | 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策 | 7 |
| | (1) 耐震診断・改修に係る基本的な取組方針 | 7 |
| | (2) 役割分担 | 8 |
| | (3) 事業の実施方針 | 9 |
| | (4) 地震時の建築物の総合的な安全対策の方針 | 9 |
| | (5) 耐震診断・改修の促進を図るための支援策の概要 | 9 |
| | (6) 現在実施している支援策 | 9 |
| | (7) 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備 | 10 |
| | (8) 緊急輸送道路等沿道建築物の耐震化を図るための取組 | 10 |
| 5 | 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要 | 10 |
| | (1) 窓ガラスの落下防止対策 | 10 |
| | (2) 大規模建築物における天井崩落対策 | 10 |
| | (3) ブロック塀の倒壊防止対策 | 10 |
| | (4) 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策 | 11 |
| 6 | 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項 | 11 |
| | (1) 地震防災マップの公表 | 11 |
| | (2) 相談体制の整備及び情報提供の充実 | 11 |
| | (3) ゆとりすと広報誌の作成・配布の実施 | 11 |
| | (4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導 | 11 |
| | (5) 自主防災組織等との連携 | 11 |
| その他 | | 11 |
| | 被災建築物応急危険度判定等の実施等 | 11 |

大豊町耐震改修促進計画

「大豊町耐震改修促進計画」（以下「大豊町計画」という。）は、地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止するため、昭和56年5月以前に建築された、現行基準を満足していない建築物のうち、主として住宅及び特定既存不適格建築物を中心に、耐震診断・耐震改修を総合的かつ計画的に進め、大豊町における建築物の耐震化を図ることを目的とする。

1 計画の位置づけ等

(1) 計画の位置づけ

大豊町計画は、国が示した基本方針（平成18年1月26日付け国土交通省告示第184号）に基づき、また、『高知県耐震改修促進計画』を勘案して策定するものである。

(2) 計画期間

計画期間は、令和元年度から令和10年度までの10年とする。なお、必要に応じて概ね3年ごとに計画の見直しを行うものとする。

(3) 目標を設定する建築物

耐震化の目標を設定する建築物は以下のとおりとする。

表1 目標を設定する建築物

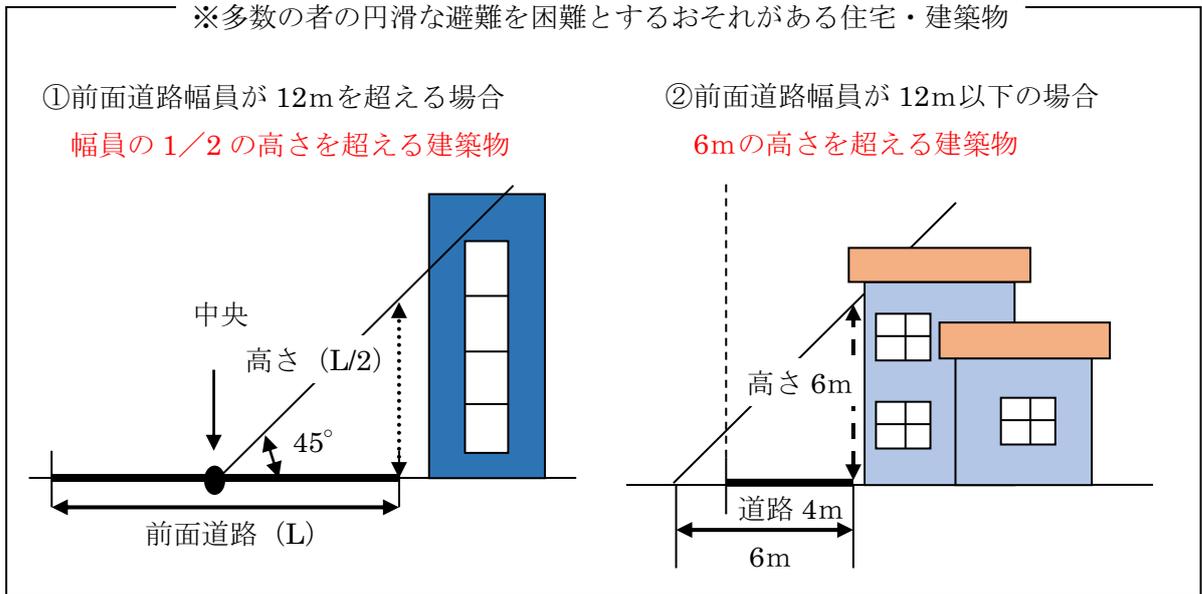
| | | |
|----------------|---|--|
| ①住宅 | 建て方（一戸建て・長屋・共同住宅）、種類（専用・併用）、利用関係（持家・貸家・分譲住宅等）を問わず、居住世帯のある住宅全般 | |
| ②多数のものが利用する建築物 | 耐震改修促進法第14条第1号に掲げる学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、社会福祉施設、賃貸共同住宅、その他多数のものが利用する建物で一定規模以上の建築物 | |
| ③緊急輸送道路等沿道建築物 | 特定緊急輸送道路等沿道建築物※ | 耐震改修促進法第5条第3項第2号又は第6条第3項第1号の規定に基づき、県又町が耐震改修促進計画で指定する緊急輸送道路等（以下、「特定緊急輸送道路等」と示す。）の道路にその敷地が接する一定の高さを超える耐震不明建築物 |
| | 一般緊急輸送道路等沿道建築物 | 耐震改修促進法第5条第3項第3号又は第6条第3項第2号の規定に基づき、県又は町が耐震改修促進計画で指定する緊急輸送道路等（以下、「一般緊急輸送道路等」と示す。）の道路にその敷地が接する一定の高さを超える耐震不明建築物 |

※県計画では「避難路沿道建築物」に該当

図1 道路を閉塞させる建築物

道路閉塞させる住宅・建築物

※多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある住宅・建築物



上図のように、45°で見上げた線にかかる建築物が該当する。

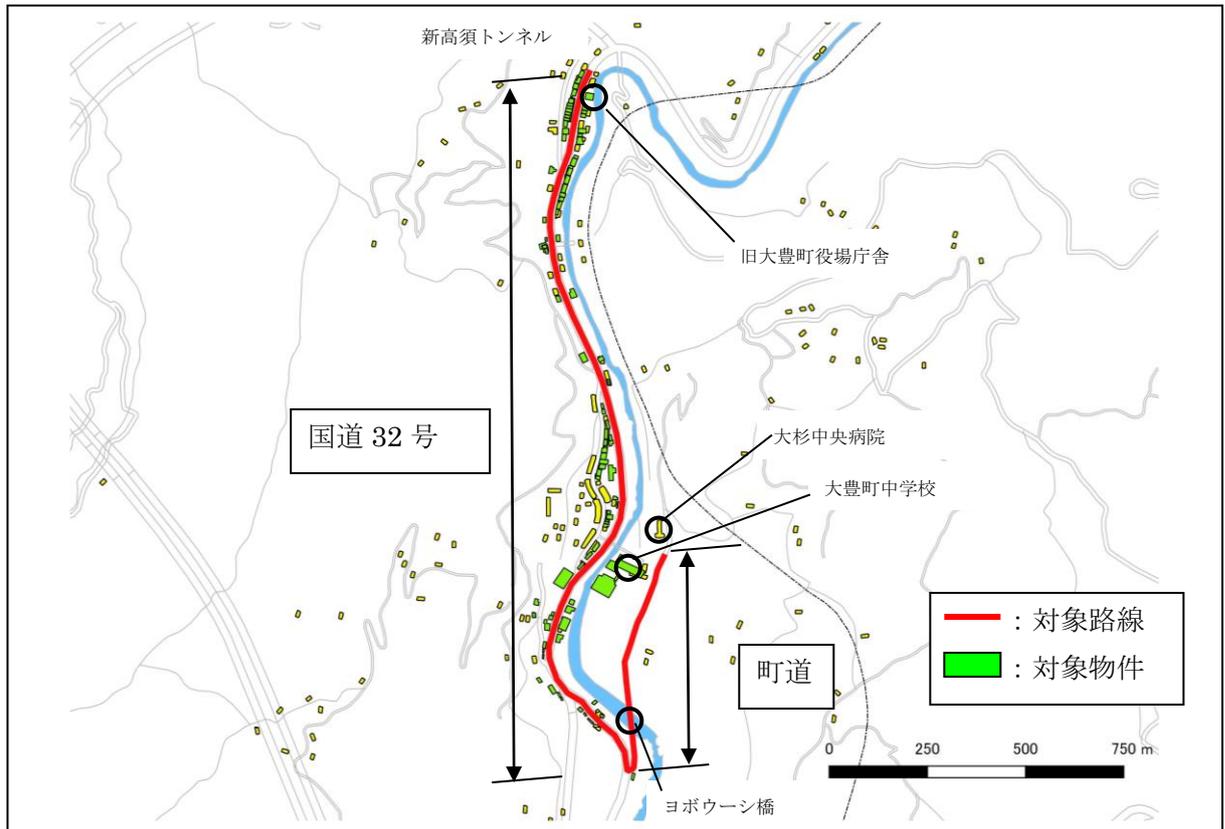
(4) 地震発生時に通行を確保すべき道路（緊急輸送道路等）

緊急輸送道路等とは、地震発生直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために通行を確保すべき重要な路線である。

表2 緊急輸送道路等の種類

| 区分 | 内容 | 指定する道路 | |
|-----------|--|--------|---|
| 特定緊急輸送道路等 | 特定緊急輸送道路等沿道建築物の耐震診断の義務付け及び耐震改修の努力義務がある道路 | 県指定 | 高知県耐震改修促進計画に定めるとおり (耐震改修促進法第5条第3項第2号) |
| | | 町指定 | 図3のとおり (耐震改修促進法第6条第3項第1号) |
| 一般緊急輸送道路等 | 一般緊急輸送道路等沿道建築物の耐震診断及び耐震改修の努力義務がある道路 | 県指定 | 指定なし (耐震改修促進法第5条第3項第3号) |
| | | 町指定 | 町内の一般国道及び県道・町道・農道・集落道 (耐震改修促進法第6条第3項第2号) |

図3 特定緊急輸送道路等（町指定）



耐震改修促進法第6条第3項第1号に基づく、地震時に通行を確保すべき道路及びその道路に接する特定緊急輸送道路等沿道建築物（※）の耐震診断の結果の報告期限は、以下のとおりとする。

| 指定する道路 | 報告期限 |
|---------------------------------|-------------------------------|
| 高知県耐震改修促進計画により指定する道路のうち、大豊町内の道路 | 高知県耐震改修促進計画（第2期計画）で指定したものに準ずる |
| 図3に示す大豊町第一次緊急輸送道路 | 令和6年3月31日 |

2 想定される地震の規模、被害の状況等

土佐湾沖の南海トラフを震源とする南海トラフ地震は、100年から150年の間隔で発生すると言われており、国の「地震調査委員会」は、2018年1月1日を基準日と算定して、今後30年以内に発生する確率を70～80%と公表した。

「第2次高知県地震対策基礎調査」（平成18年7月高知県）によると、南海トラフ地震が発生した場合、震度5強の強い揺れが、約100秒間という非常に長い時間にわたって続くと想定されており、建物被害も全壊370棟、半壊975棟となっている。また、「大豊町応急期機能配置計画」（平成29年3月大豊町）では、L2地震（過去、将来にわたって最も強い（500年程度に1回起り得る）と考えられるレベルの地震）のケースにおいて、死傷者約100人、避難所避難者数（1カ月後）560人、応急仮設住宅必要戸数56戸の被害が想定されている。

南海地震により大豊町に想定される被害（H18.7.第2次高知県地震対策基礎調査及びH29.3.大豊町応急期機能配置計画より）

早朝発生時の被害

○ 建物被害

全壊 370 棟
半壊 975 棟
応急仮設住宅必要戸数 56 戸

○ 人的被害

死者 100 人
負傷者 740 人
避難所避難者数 560 人

3 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

(1) 耐震化の現状

① 住宅

令和元年度大豊町家屋課税台帳によると住宅総数は約 3,951 戸であるが、無居住住宅も多数含まれている。そこで、住民課保険窓口班行政区別人口集計表（世帯数）約 2,100 世帯を対象とする。このうち、耐震化の対象となる昭和 56 年以前の耐震基準（旧耐震基準）で建設された住宅は、約 1,600 戸（76.2%）で全国（39%）に比べて非常に割合が高く、ほとんどが耐震化の対象となる住宅である。

表 3 住宅の耐震化の状況（令和元年 9 月 30 日行政区別人口集計表（世帯数）より）

| | 戸数 | 耐震性有(耐震改修実施済含む。) | | 耐震性無 | | 耐震化率 |
|-------|-------|------------------|-----------|-----------|-----------|------|
| | | 昭和56年以降建築 | 昭和56年以前建築 | 昭和56年以降建築 | 昭和56年以前建築 | |
| 戸建て住宅 | 2,085 | 500 | | | | |
| 共同住宅 | 15 | 0 | 26 | 1,574 | | 0 |
| 計 | 2,100 | 500 | | | | |

② 多数の者が利用する建築物

令和元年度の大豊町では、多数の者が利用する建築物は、町内に48棟あり、そのうち耐震性があるとされる建築物（推計を含む。）は34棟で、耐震化率は約71%と全国平均（75%）を4ポイント下回っている。

表 4 多数の者が利用する建築物の耐震化の状況

| 建物用途 | 棟数 | 耐震性有 | | 耐震化率 |
|------------------|------|-----------|-----------|--------|
| | | 昭和56年5月以前 | 昭和56年6月以降 | |
| 学校 | 2 棟 | 1 棟 | 1 棟 | 100.0% |
| 体育館（一般公共に供されるもの） | 4 棟 | 2 棟 | 2 棟 | 100.0% |
| 病院・診療所 | 4 棟 | 0 棟 | 2 棟 | 50.0% |
| 集会場・公会堂 | 18 棟 | 0 棟 | 11 棟 | 61.1% |
| 保育所 | 3 棟 | 0 棟 | 1 棟 | 33.3% |
| 庁舎※ | 1 棟 | 1 棟 | 0 棟 | 100.0% |
| その他 | 16 棟 | 0 棟 | 13 棟 | 81.3% |
| 合計 | 48 棟 | 4 棟 | 30 棟 | 70.8% |

※庁舎については建替予定のため、現在仮庁舎に移転している。

昭和56年5月以前に建築された多数の者が利用する建築物は、18棟であるが、そのうち、耐震性があるとされる建築物は、4棟（約22.2%）である。

これは、法の規定が、努力義務規定で強制力がないことや耐震改修等には相当の費用を要することなどの理由から耐震化が進んでいないものと想定される。

政策的には、保育所、病院・診療所、その他建築物の耐震改修をいかにして進めていくかについて個別・具体的に検討していく必要がある。

表5 多数の者が利用する建築物の耐震化の状況（昭和56年5月以前の建築物・所有者別）

| 所有者 | 棟数 | 耐震診断済 | 耐震診断率 | 耐震性有 | | | 耐震化率 |
|-----|------|-------|-------|-----------|-------|-----|-------|
| | | | | 診断の結果耐震性有 | 耐震改修済 | 計 | |
| 県 | 0 棟 | 0 棟 | 0.0% | 0 棟 | 0 棟 | 0 棟 | 0.0% |
| 大豊町 | 13 棟 | 0 棟 | 0.0% | 0 棟 | 4 棟 | 4 棟 | 30.8% |
| 民間 | 5 棟 | 0 棟 | 0.0% | 0 棟 | 0 棟 | 0 棟 | 0.0% |
| 計 | 18 棟 | 0 棟 | 0.0% | 0 棟 | 4 棟 | 4 棟 | 22.2% |

表6 多数の者が利用する建築物の耐震化の状況（昭和56年5月以前の建築物・用途別）

| 用途 | 棟数 | 耐震診断済 | 耐震診断率 | 耐震性有 | | | 耐震化率 |
|---------|------|-------|-------|-----------|-------|-----|--------|
| | | | | 診断の結果耐震性有 | 耐震改修済 | 計 | |
| 学校 | 1 棟 | 0 棟 | 0.0% | 0 棟 | 1 棟 | 1 棟 | 100.0% |
| 体育館 | 2 棟 | 0 棟 | 0.0% | 0 棟 | 2 棟 | 2 棟 | 100.0% |
| 病院・診療所 | 2 棟 | 0 棟 | 0.0% | 0 棟 | 0 棟 | 0 棟 | 0.0% |
| 集会場・公会堂 | 7 棟 | 0 棟 | 0.0% | 0 棟 | 0 棟 | 0 棟 | 0.0% |
| 保育所 | 2 棟 | 0 棟 | 0.0% | 0 棟 | 0 棟 | 0 棟 | 0.0% |
| 庁舎 | 1 棟 | 0 棟 | 0.0% | 0 棟 | 1 棟 | 1 棟 | 100.0% |
| その他 | 3 棟 | 0 棟 | 0.0% | 0 棟 | 0 棟 | 0 棟 | 0.0% |
| 合計 | 18 棟 | 0 棟 | 0.0% | 0 棟 | 4 棟 | 4 棟 | 22.2% |

③ 緊急輸送道路等沿道建築物

○これまでの取組

緊急輸送道路等沿道建築物については、県が平成27・28年度に特定緊急輸送道路等を指定しており、指定された道路沿道の一定の高さ以上の建築物（耐震不明建築物に限る）は耐震診断が義務付けされている。

町では、特定緊急輸送道路等（町指定）の沿道建築物における耐震化に向けて、以下のような取組を行っていく。

取組内容

- ▶啓発文書、チラシ等送付による所有者への耐震化の必要性の啓発
- ▶ゆとりすと広報誌、ホームページ等を活用した耐震診断の義務化、補助制度等の情報発信

○現状

特定緊急輸送道路等沿道建築物は 33 棟あるが、令和元年 9 月末時点で耐震診断中が 0 棟、耐震診断が終了したものは 0 棟、耐震改修設計中が 0 棟となっている。

表 7 特定緊急輸送道路等沿道建築物の耐震化の状況

| 対象建築物 | 耐震診断 | | 耐震改修設計 | | 耐震改修（建替え含む） | |
|-------|------|-----|--------|-----|-------------|----|
| | 診断中 | 診断済 | 設計中 | 設計済 | 工事中 | 完了 |
| 33 棟 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(2) 耐震化の目標

国の基本方針では、住宅の耐震化率は令和2年度までに95%、令和7年度までに概ね解消することを目標としている。また多数の者が利用する建築物の耐震化率は、令和2年までに95%にすることを目標にしている。一方、県計画では、県内の耐震化の現状及び事業者の供給能力等を考慮し、多数の者が利用する建築物の耐震化率を令和2年度末までに93%、令和7年度末までに97%とすることを目標としている。なお、耐震化の目標数値については、定期的に検証することとし、住宅については住宅・土地統計調査に併せて5年ごとに、多数の者が利用する建築物は3年ごとに実態の把握を行うこととする。

① 住宅の目標

住宅の耐震化率について、国の目標（令和2年までに耐震化率を95%とすること）のシグナル効果や政策効果も踏まえ、令和年10年度までに、約95%とすることを目標とする。

この耐震化率目標を達成するためには、滅失する住宅や今後新築される住宅の耐震化率向上への影響を考慮しても、今後10年間で約1千5百戸の既存住宅の耐震化が必要となる。

② 多数の者が利用する建築物の目標

多数の者が利用する建築物全体の耐震化率を令和10年度までに約95%とすることを目標とする。

表 8 住宅及び多数の者が利用する建築物等の目標

| | | 現状 | 目標 (R10 年度) |
|------------|--------|-------------------|-------------------|
| 住宅 総数 | | 約 2,100 戸 | 約 1,600 戸 |
| | うち耐震性有 | 約 500 戸 (約 24%) | 約 1,500 戸 (約 95%) |
| | うち耐震性無 | 約 1,600 戸 (約 76%) | 約 100 戸 (約 5%) |
| 多数利用建築物 総数 | | 約 48 棟 | 約 48 棟 |
| | うち耐震性有 | 約 34 棟 (約 71%) | 約 45 棟 (約 95%) |
| | うち耐震性無 | 約 14 棟 (約 29%) | 約 3 棟 (約 5%) |

③ 公共的建築物の耐震化の目標

学校、体育館、病院、集会場、庁舎、公的住宅は、地震などの災害が発生した場合には、避難場所等となり防災上重要な施設である。

また、老人ホーム等の社会福祉施設、保育所などは災害時に自らが避難することが容易ではない利用者に使用される施設である。

このため、これらの公共的な建築物は、優先的に耐震化の施策を検討していくこととする。

表9 各用途別目標

| | | 現状 | 目標 (R10 年度) |
|----------------|--------|----------------|-----------------|
| 病院・診療所 | | 約 4 棟 | 約 4 棟 |
| | うち耐震性有 | 約 2 棟 (約 50%) | 約 3 棟 (約 75%) |
| | うち耐震性無 | 約 2 棟 (約 50%) | 約 1 棟 (約 25%) |
| 集会場・公会堂 | | 約 18 棟 | 約 18 棟 |
| | うち耐震性有 | 約 11 棟 (約 61%) | 約 12 棟 (約 67%) |
| | うち耐震性無 | 約 7 棟 (約 39%) | 約 6 棟 (約 33%) |
| 保育所 | | 約 3 棟 | 約 3 棟 |
| | うち耐震性有 | 約 0 棟 (約 0%) | 約 3 棟 (約 100%) |
| | うち耐震性無 | 約 3 棟 (約 100%) | 約 0 棟 (約 0%) |
| 公的住宅 (H30 年度末) | | 約 11 棟 | 約 11 棟 |
| | うち耐震性有 | 約 8 棟 (約 73%) | 約 11 棟 (約 100%) |
| | うち耐震性無 | 約 3 棟 (約 27%) | 約 0 棟 (約 0%) |

注2) 公的住宅は階数が2以下あるいは延べ面積が1,000㎡未満のものも含む。

④ 緊急輸送道路等沿道建築物

緊急輸送道路等は、震災直後の救急・救命活動や支援物資輸送のため、沿道の建築物の倒壊により道路の閉塞がないようにすることが必要不可欠である。

現在指定されている特定緊急輸送道路等沿道建築物の耐震化の目標は、県計画及び現時点での耐震化の状況を踏まえ、以下のとおりとする。

| | |
|----|--|
| 目標 | 令和10年度末：特定緊急輸送道路等沿道建築物の33棟の耐震化 (うち3棟は全閉塞を起こす建築物*) |
|----|--|

※全閉塞を起こす建築物：前面道路幅員以上の高さの鉄筋コンクリート造建築物

4 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 耐震診断・改修に係る基本的な取組方針

県、町、建築物所有者、建築関係技術者、建築関係団体、自主防災組織等^(注)は、1に述べる県の計画の実施体制も考慮しながら、(2)に示す役割のもと、連携を図りながら、耐震改修を進める。

(注) 災害が発生したときに、被害を最小限にとどめ、又は軽減するため、地域住民が初期消火、避難誘導、救護等の活動を行うために組織しているものをいう。町内会や自治会のような地域の集まりであっても、その目的の一つに「防災に関する取組」が含まれていれば、自主防災組織である。

(2) 役割分担

① 県

県は広域的な観点から、自ら又は関係市町村及び関係団体と連携しながら下記の施策を行う。

- (ア) 高知県耐震改修促進計画の策定
 - 県計画の策定、見直し
- (イ) 耐震改修等の実施、促進
 - 県有建築物の耐震改修等の計画的な実施
 - 民間建築物の耐震改修等の促進
 - 重点建築物の設定及び耐震改修等の誘導
 - 耐震改修促進法に基づく特定建築物に対する指導・助言・指示・公表
 - 耐震改修促進法に基づく所管建築物に対する改修計画の認定
- (ウ) 技術者養成・把握
 - 耐震改修・耐震診断に関する技術者の養成・把握
- (エ) 所有者等に対する普及啓発、情報提供
 - 広域的な地震防災マップによる注意喚起
 - 耐震相談窓口の設置、運営
 - 所有者等に対する耐震性向上に関する注意喚起、普及、啓発
 - 無料の耐震相談会、耐震講習会等の実施
 - 市町村、自主防災組織等との連携による家具の転倒対策、ブロック塀の転倒対策等の実施
- (オ) 市町村、建築関係団体との連携
 - 市町村、建築関係団体との連携体制の構築
 - 建築関係団体との連携による、耐震改修等に関する技術者の養成
 - 市町村、建築関係団体への情報提供、技術的支援等

② 町

町は住民の最も身近な立場から、地域の実情に応じた耐震改修等の促進のための施策を行うことが重要である。また、住民、自主防災組織等の活動を支援し、連携して下記のことを実施する。

- (ア) 町耐震改修促進計画の策定
 - 町耐震改修促進計画の策定、見直し
- (イ) 耐震改修等の実施、促進
 - 町有建築物の耐震改修等の計画的な実施
 - 民間建築物の耐震改修等の促進
 - 重点建築物の耐震改修等の誘導
 - 耐震診断に対する専門家の派遣や、各種補助事業の実施のほか、税制補助のための証明等の実施
- (ウ) 所有者等に対する普及啓発、情報提供
 - 所有者等に対する耐震性向上に関する注意喚起、普及、啓発
 - 自主防災組織等との連携による家具の転倒対策、ブロック塀の転倒対策等の実施
- (エ) 県、建築関係団体との連携
 - 県、建築関係団体との連携体制の構築

③ 建築物所有・管理者等

建築物の耐震化は、所有者等自らの問題として取り組むことが不可欠であり、所有者等は下記のことを実施する。

- (ア) 自ら所有・管理する建築物の耐震性を確認するための耐震診断の実施
- (イ) 耐震診断の結果に基づく、必要に応じた耐震改修・建替の実施

④ 建築関係技術者

県、町が実施する耐震改修等を促進するための施策への協力や、専門的知識を有する建築関係技術者として所有者への適切なアドバイス等、下記のことを実施する。

- (ア) 所有者等に対する普及啓発、情報提供
 - 所有者等に対する耐震性向上に関する適切な助言
- (イ) 耐震改修等の実施
 - 耐震診断・耐震改修等の業務の適切な実施
- (ウ) 技術の向上、研鑽
 - 耐震診断講習会の受講、登録
 - 耐震改修等に関する技術の向上、研鑽
- ⑤ 建築関係団体

県、町が実施する耐震改修等を促進するための施策への協力や、中立的な立場から建築物の所有者等への適切なアドバイスや、所有者等、技術者及び行政等と連携し、下記のことを実施する。

 - (ア) 所有者等に対する普及啓発、情報提供
 - 耐震相談窓口の設置・運営
 - 無料の耐震相談会、耐震講習会等の実施
 - (イ) 技術者の養成
 - 耐震診断・耐震改修等に関する技術者向けの講習会の実施
 - (ウ) 耐震判定業務の促進
 - 四国耐震診断評定委員会の運営
 - (エ) 町との連携
 - 耐震診断・耐震改修等の促進のための、町との連携
- ⑥ 自主防災組織等

自主防災活動を通じて、防災知識の普及や地域における災害危険の把握に努める。

 - (ア) 住宅の耐震化、家具転倒防止対策等の学習会の実施
 - (イ) ブロック塀等の倒壊危険箇所の点検
- (3) 事業の実施方針

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者・管理者（以下「所有者等」という。）が自らの問題、地域の問題として取り組むことが不可欠である。

町は、こうした所有者等の取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者等が耐震改修等を行いやすい環境の整備や、負担軽減のための制度などを検討するものとし、別に定める住宅耐震化緊急促進アクションプログラムにより実施する。
- (4) 地震時の建築物の総合的な安全対策の方針

地震の発生により窓ガラスや天井といった建物の2次部材の落下等による人身事故や、ブロック塀の倒壊、エレベーター内の閉じ込め等事故が起きている。

地震による被害を防止するためには、建物本体の耐震化のみならず、これらの2次部材等の耐震化を図る必要がある。このため、現行基準に適合していないと考えられる建築物に対して、耐震改修等を行うように指導・助言をするなどの措置を講じる。
- (5) 耐震診断・改修の促進を図るための支援策の概要

令和10年度までの今後10年間に耐震化率を目標数値に引き上げるためには、昭和56年5月以前に建築された耐震性が不十分な建築物の耐震改修や建替を促進させる必要がある。

昭和56年5月以前の建築物の中には、耐震性を有する建築物もあると想定されるものの、耐震診断を行っていないために、その実態が不明である。このため、耐震性の判断がされずに耐震改修や建替えが進んでいないと推測される。

また、平成18年度に民間の多数の者が利用する建築物の所有者等を対象として県が実施したアンケート調査結果では、耐震診断・改修に取り組まれない理由として、「経済的な理由により対応が出来ないから」、行政に要望することとして、「耐震診断・改修するための補助制度をつくってほしい」との回答が多数寄せられた。

このため、耐震診断、改修等をより一層推進するために、国の補助事業を活用した助成制度のより一層の充実を図るよう検討することとする。
- (6) 現在実施している支援策

本町では、木造住宅耐震診断事業を平成18年度に創設し、木造住宅耐震改修設計費補助

事業を平成19年度に創設した。

(7) 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

① 消費者への情報提供

ゆとりすと広報誌による耐震診断、改修の補助金制度の紹介など、消費者に対して建築物の耐震対策の重要性を啓発する。

② 相談窓口の設置

大豊町役場産業建設課（環境水道班）

高知県の公開ホームページ (<http://www.pref.kochi.jp/>)

(8) 緊急輸送道路等沿道建築物の耐震化を図るための取組

① 特定緊急輸送道路等沿道建築物の耐震化の支援

特定緊急輸送道路等沿道建築物の耐震化の促進を図るため、耐震診断、耐震設計、耐震改修（老朽住宅除却を含む）の費用を助成する。

② 情報提供・啓発

緊急輸送道路等沿道建築物の耐震化の促進には、建築物の所有者に、緊急輸送道路の機能や役割・重要性を認識してもらう必要があり、戸別訪問や啓発文書の送付等により、これまで以上の情報提供・啓発を行う。

③ 新たな緊急輸送道路等の指定の検討

現在、県が指定している特定緊急輸送道路等は、県全体の広域的な避難や支援物資の輸送のための道路を確保する視点から指定したものである。町の災害対策本部と避難所を結ぶ道路等については、関係部局と協議しながら、新たな緊急輸送道路等の指定に向けた検討を行う。

5 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

(1) 窓ガラスの落下防止対策

昭和53年6月に発生した宮城県沖地震における窓ガラスの落下による人身事故の発生を受け、窓ガラスの固定方法等の建築基準法関連告示が改正^(注)された。

その後、平成17年3月に発生した福岡県西方地震において、繁華街にある既存不適格の商業施設の窓ガラスが落下したことにより、この問題が再認識された。

このため、現行の基準に適合しない窓ガラスを有する建築物については、改修・改善指導する。

(注) 昭和53年に屋外に面したはめごろし窓のガラス施工の場合、硬化性シーリング材を使用しないよう基準が改正された。

(2) 大規模建築物における天井崩落対策

平成14年に発生した芸予地震により、学校の体育館の天井が崩落したことを受けて、天井の振れ止めの設置やクリアランスを取るなどの対策（「大規模建築物の天井崩落対策について（技術基準）」）（平成15年10月15日付け国住指発第2402号）が作成された。

その後、平成17年8月の宮城県沖地震において、技術基準に適合していない屋内プールの天井が崩落し、負傷者が出たことを受け、体育館などの大規模空間を有する建築物について国から再度技術基準への適合が求められた。

このため、耐震改修等の大規模な修繕時を捉え、技術基準に適合するように既存建築物の所有者、管理者に対して指導・助言を行う。

(3) ブロック塀の倒壊防止対策

昭和53年6月に発生した宮城県沖地震において、ブロック塀の倒壊により死傷者がでたことなどによりブロック塀に関する基準が改正された。

ブロック塀は、住宅密集地等に設置される事例が多く、地震時に倒壊した場合、人身事故が発生する可能性があることから、その対策を講じる必要がある。

このため自主防災組織等を通じ、ブロック塀の安全対策についての周知や、自主防災組織等による危険マップ作成に対し、市町村が協力を行うなど危険回避対策を講じる。また、

ブロック塀の代わりに生垣等を設置するなどの、地震時に倒壊しないような構法への転換をPRする。

なお、ブロック塀の安全確保が必要とされる避難路は、地域住民や防災会で予め決めている最寄りの避難所や指定避難所までの経路と、日常において多数の者が往来する道路や、通学路を大豊町避難路図に定める。(避難路図は大豊町産業建設課に備え置く。)

(4) 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

土砂災害に対する安全度が低く、住宅・宅地開発が進展しない地域において、通常砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、がけくずれ住家防災対策事業により、その安全度の早期向上を図り、新たな住宅・宅地供給の推進をする。また、既存住宅・宅地においても同事業により、その地域の安全度の向上を図る。

6 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

(1) 地震防災マップの公表

本町では、地震の揺れについては平成16年3月に県内全市町村の地域で500mメッシュのマップを高知県が作成しているため、これを公表する。

(2) 相談体制の整備及び情報提供の充実

これらの相談窓口においては、耐震診断、耐震改修、税制等についての相談及び情報提供などを行うこととする。具体の窓口については、高知県の公開ホームページ(<http://www.pref.kochi.jp/>)に掲載している。

(3) ゆとりすと広報誌の作成・配布の実施

① ゆとりすと広報誌などの活用

消費者に対して建築物の耐震対策の重要性を啓発する。町民への家具の転倒防止、ブロック塀の倒壊防止への啓発をする。

② 多数の者が利用する建築物に対する普及・啓発

多数の者が利用する建築物の耐震化を図るために、耐震診断、改修等を促す。

(4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修を促進するためには、設備の更新や、バリアフリー化、リニューアル等のリフォームの機会を捉えることが効果的である。

(5) 自主防災組織等との連携

次の南海地震では、強い揺れや崖崩れにより甚大な被害が町内全域で想定されることから、自らの命は自ら守る「自助の取組」と併せて、地域での支え合い・助け合いによる「共助の取組」が重要となる。

そのため、災害からの迅速な避難や住宅耐震化、家具転倒防止等の対策が地域全体での取組となるよう、自主防災組織に働きかけるとともに、積極的な情報提供などにより自主防災活動を支援していく。

その他

・被災建築物応急危険度判定等の実施等

地震により建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物等の危険度判定が必要な場合は、県と連携し、判定実施本部等を設置し、必要な措置を講じる。

また、災害救助法に規定する応急仮設住宅の建設を必要に応じて行うとともに、公営住宅等の公的賃貸住宅の空家住居の提供等を行うこととする。

さらに、被災した住宅・建築物についての相談業務等、地震被災時においても、適切な対応を行う。